

## 消費税率引き上げに伴う「ポイント還元」や「プレミアム付商品券」をかたった詐欺にご注意ください！

2019年10月1日からの消費税率引き上げに伴う対策として、国による「キャッシュレス手段を使ったポイント還元」や、市町村による「プレミアム付商品券」の事業が実施されます。

### ◆キャッシュレス手段を使ったポイント還元

対象の店舗で、クレジットカード、デビットカード、電子マネーなどのキャッシュレスによる決済をした場合に、最大5%のポイント還元が受けられる経済産業省が実施する制度です。令和元年10月から令和2年6月まで実施されます。

【お問い合わせ先】ポイント還元窓口・消費者向け

【電話番号】0120-010975 平日10時から18時まで(土日祝を除く)

### ◆プレミアム付商品券

住民税非課税の方と小さな乳幼児のいる子育て世帯主の方を対象に、5,000円分の買物ができるプレミアム付商品券1冊4,000円(一人5冊まで)を全国の市町村が販売します。

大阪市では9月下旬より順次、購入対象となった方に購入引換券をお送りします。住民税非課税の方は申請が必要です。プレミアム付商品券は大阪市内の使用可能店舗(参加店舗)で令和元年10月から令和2年3月まで使用できます。

【お問い合わせ先】大阪市プレミアム付商品券事務センター

【電話番号】06-6462-7007 【ファックス】06-6462-7050

平日9時から17時30分まで(土日祝及び年末年始(12月28日から1月5日まで)は休み)

※8月1日から8月31日までの期間は土日祝も受付

こうした新しい制度が実施されると、それをかたる詐欺や不審な電話が予想されます。不審な電話があっても氏名・住所や口座番号などは絶対に言わないように十分にご注意ください。

おかしいなと思ったら、すぐに消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

### ●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活 大阪市内にお住まいの方に限ります。  
相談窓口 毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座  
のご案内

### ●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター  
エルちゃん